

## 「介護福祉士養成科」応募に関する留意事項

### 【実施目的】

この求職者訓練は、介護福祉士の資格取得を目的として厚生労働大臣の指定した養成施設で実施します。2年間の訓練で介護福祉士として必要な知識及び技能を習得し、介護福祉士資格を有する専門的な人材として就職を目指していただくためのものです。

### 介護福祉士とは（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項）

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方につき、心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及び介護者に対して、介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

### 【受講に当たっての注意】

- 1 この訓練では、求職者訓練として2年間の受講料無料及び雇用保険等による手当（該当者のみ）などの援護措置が受けられます。
- 2 訓練の実施目的を達成するためにも、全ての訓練に出席することが必要です。また、養成施設では単位取得のための試験が実施されます。
- 3 訓練は養成施設での講義の他に、介護施設等で施設実習も行われます。施設実習では抵抗力が弱い、精神的に不安定等の施設等利用者と接していただきますので、心身ともにご自身の健康管理には十分に注意ください。（妊娠中の方は受講ができません。）
- 4 原則として、養成施設の一般学生と同じクラスで受講していただきます。訓練生は、職業訓練生と養成施設の学生の2つの身分を持つこととなりますので、職業訓練と養成施設の諸規則を遵守してください。
- 5 入校後、年次毎に取得すべき単位が取得できなかった場合や諸規則を遵守できない場合等は、職業訓練生としての資格要件を満たさなくなるため、退校していただきます。